

第 2 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成20年9月30日

(平成19年度決算)

(総務部・総合政策局)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年 9 月 30 日（火曜日）

午後 2 時 1 分開議  
午後 3 時 00 分休憩  
午後 3 時 6 分開議  
午後 3 時 47 分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第27号 平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成19年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（13人）

- 委員 長 早 川 英 明
- 副委員 長 井 手 順 雄
- 委 員 倉 重 剛
- 委 員 氷 室 雄 一 郎
- 委 員 福 島 和 敏
- 委 員 佐 藤 雅 司
- 委 員 池 田 和 貴
- 委 員 森 浩 二
- 委 員 早 田 順 一
- 委 員 濱 田 大 造
- 委 員 山 口 ゆたか
- 委 員 上 田 泰 弘
- 委 員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

- 局 長 木 本 俊 一
- 次 長 守 田 眞 一
- 企画課長 内 田 安 弘
- 首席総務審議員兼
- 秘書課長 岡 本 哲 夫
- 広報課長 濱 名 厚 英

総務部

- 部 長 角 田 岩 男
- 次 長 木 村 利 昭
- 次 長 川 口 弘 幸
- 危機管理監 奥 村 良 博
- 首席総務審議員兼
- 人事課長 田 崎 龍 一
- 総務事務センター長 田 上 勲
- 行政経営課長 高 嶋 裕 治
- 首席総務審議員兼
- 私学文書課長 広 崎 史 子
- 財政課長 田 嶋 徹
- 管財課長 松 田 良 治
- 税務課長 富 田 健 治
- 市町村総室長 本 田 恵 則
- 危機管理・防災消防
- 総室長 坂 本 慎 一
- 男女共同参画・パート
- ナーシップ推進課長 小 林 弘 史

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道

監査委員・同事務局職員出席者

- 監査委員 高 宗 秀 暁
- 事務局長 金 田 和 洋

事務局職員出席者

- 議事課課長補佐 坂 本 道 信
- 議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午後2時1分開議

○早川英明委員長 だだいまから、第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審議に入りますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

まず、決算審査方針についてお諮りをいたします。お手元に配付している平成20年度決算特別委員会審査方針案を担当書記に朗読させます。お願いします。

(決算審査方針朗読)

○早川英明委員長 決算審査方針は、この案としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 異議なしと認め、今後この方針に従って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、宮田会計管理者からあいさつと決算の概要説明をお願いいたします。

○宮田会計管理者 会計管理者の宮田でございます。執行部を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の先生方には定例県議会の御審議、大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続いての決算特別委員会でございまして、大変お疲れとは存じますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成19年度決算認定の議案につきましては、9月定例県議会冒頭に御提案を申し上げたところでございますが、お手元に配付しております付託議案等目録にありますように、第27号から第48号までの22議案となっております。早川委員長、井手副委員長初め委員の先生方にはよろしく御審議、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成19年度の一般会計及び特別

会計決算概要につきまして御説明を申し上げます。お手元に平成19年度一般会計、特別会計決算概要をお配りしておりますので、それに沿いまして総括的御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。

一般会計、特別会計決算の総括でございますが、予算総額は対前年度1.2%減の8,620億円でございます。1,000万円単位を四捨五入して億円で御説明させていただきます。

それで決算収支の状況でございますが、まず、歳入につきましては、対前年度0.5%減の8,377億円となっております。次に、歳出につきましては、対前年度0.3%減の8,171億円となっております。その結果、歳入歳出差引額いわゆる形式収支が206億円で翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支は対前年度1.7%減の167億円となっております。決算額の推移を図1に載せておりますが、平成9年度をピークに減少傾向にありましたが、平成18年度、平成19年度は特別会計に係る県債の借換措置を行ったこともあり、決算規模が拡大しております。

2ページをお願いいたします。この2ページから6ページまでが一般会計の決算でございます。

まず、決算の収支の状況でございますが、決算額は歳入が対前年度0.1%増の7,445億円で歳出が0.6%増の7,331億円となっております。なお、実質収支額は18.9%減の76億円となっております。

3ページの歳入の状況に移らせていただきます。

内訳につきましては、自主財源が全体の42%、依存財源が58%で自主財源の割合が対前年度に比べまして4.4%増加しております。また、決算額では自主財源が対前年度11.6%の増、依存財源が対前年度6.8%の減となっております。これは三位一体の改革に伴う税源移譲により県税収入が増加する一方で地方譲与税が減少したこと、このことが大きな要

因でございます。このほか自主財源では基金からの繰入金が増加しておりますし、依存財源では地方交付税、国庫支出金が減少しております。

4 ページをお願いいたします。

歳出決算額の内訳でございますが、費目ごとの構成割合は前年度から大きな変動はございません。教育費が23.4%、最も高く、次いで土木費の15.4%、以下、公債費、民生費の順になっております。個別には主なものとして民生費が障害者福祉サービス等の制度改革、商工費が誘致企業への補助及び土木費が新幹線建設関連経費でそれぞれ増加する一方、総務費が県有施設整備基金積立金の減及び農林水産業費が土地改良事業の一部終了等でそれぞれ減少しております。

5 ページをお願いいたします。

まず、翌年度繰り越しの状況でございますが、繰越額は対前年度18.9%、額にしまして76億円減の325億円となっております。繰り越しの主なものは土木費及び農林水産業等で、これは設計の諸条件あるいは用地交渉の難航等により不測の日数を要したものであるものです。

次の不納欠損の状況につきましては、県税を中心に対前年度22.9%8,300億円の増の4億4,500万円の不納欠損処分を行っております。

6 ページをお願いいたします。

収入未済額の状況でございます。収入未済額は対前年度13.2%6億円の増の55億円となっております。内訳では県税が87%になりますけれども、これが占めておきまして、税源移譲に伴って個人県民税総額が増加したことにより対前年度16.9%増となっております。

以上が一般会計で、次に、特別会計の状況でございます。

特別会計17でございまして、歳入で対前年度5.5%54億円の減で933億円、歳出では対前年度7.5%68億円の減で840億円となっております。

合計の欄でございます。ほとんどの会計で対前年度マイナスとなっておりますが、減少額が大きいのは2番の中小企業振興資金特別会計、これは高度化資金貸付償還金の減、それから8番の公債管理特別会計、これが県債借換措置額の減、それから13番の高度技術基盤整備事業等特別会計、これが臨空テクノパーク工業団地関係の用地買収費の減によるものでございます。なお、他の特別会計では特に前年度から大きな変動はございません。

8 ページをお願いいたします。まず、翌年度繰越の状況は件数では流域下水道事業が12件と大半を示しております。金額では用地先行取得事業が1件でありますけれども、繰越額全体の60.1%を占めております。これは国道57号北バイパスに係る国からの用地補償費明細書提出のおくれ、これによりまして用地交渉等の期間が確保できなかったことによるものでございます。

次の不納欠損の状況につきましては、港湾整備事業特別会計におきまして、熊本港の港湾使用料で不納欠損処分を行ったものでございます。

4番の収入未済額の状況につきましては、掲げております7つの特別会計におきまして、貸付金の償還金及び使用料などで前年度とほぼ同額の22億円となっております。主なものは2番目に掲げております中小企業振興資金特別会計における貸付金21億円でありまして、これは協同組合等への高度化資金貸付金の償還金の延滞20億6,000万円になりますけれども、これによるものでございます。

以上が決算の概要であります。参考までに9ページに普通会計の財政指数について掲げておりますので触れさせていただきます。

(1)が財政力指数、経常収支比率、実質収支費比率の平成15年度以降の推移を示したものでございます。財政力指数は平成19年度は0.387と、ここ数年毎年上昇しております。経

常収支比率は前年度93.1から97.7と4.6ポイント増加しております。また、実質公債費比率は公債費に係る財政状況を測る指標でございますけれども、前年度から1.1ポイント低下しております。それから(2)の表でございますが、今申し上げた3つの指標を九州各県と比較したものでございまして、財政力指数は九州平均を上回り福岡県に次いで高くなっております。経常収支比率は九州平均を0.9ポイントほど上回り、また、実質公債費比率はほぼ九州平均並となっております。

以上、財政指標としては一見するとそれぞれの改善は見受けられますが、御案内のように本県の財政状況は危機的な状況が続いているというのが現状であります。

決算の概要を大変早口で簡単に御説明申し上げますが、詳細につきましては、各部局から、それぞれの審議の中で御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。委員の先生方には大変御多忙の中、また、長期にわたり御審議いただきますが、何とぞよろしく願い申し上げます、私からの説明とさせていただきます。

○早川英明委員長 次に、高宗代表監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いします。

○高宗監査委員 それでは、早速ですけれども、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、知事から審査に付されました平成19年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査の意見につきまして、お手元に配付してあります決算審査意見書を要約して御説明申し上げます。

審査に当たりましては定期監査や例月現金出納検査の結果を踏まえまして、決算の計数が正確であるかを確認するとともに、適正で効率的かつ効果的な予算の執行がなされているかなどに主眼を置いて審査をいたしました。

その結果、審査の対象といたしました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数は関係諸費帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。また、予算の執行並びに会計経理事務及び財産の管理などいわゆる財務に関する事務の執行については、一部に留意または改善を要する事項が見受けられましたが、全体として議決の趣旨に沿って適正で効率的かつ効果的に処理されていると認められました。

次に、審査を通じましての監査委員としての所見を審査の意見としてまとめております。県の行財政改革は行財政改革基本方針及び各年度のアクションプランに沿って着実に成果を上げつつあります。しかし財政状況は依存財源が58%を占める脆弱な構造となっております。現状のまま推移すれば公債費、人件費、扶助費等の負担は重く財政調整用基金の枯渇も現実的になりつつあり、綱渡りの財政運営を強いられている状況にあります。今後の財政再建に当たっては歳入面では税収の確保、遊休資産の売却を含んだ有効活用、未収金の早期解消等を喫緊の課題としてとらえ、全庁的な取り組みが必要です。歳出面では厳正な優先順位による業務の選択や外部委託によるコスト縮減に努め、経済性、効率性、有効性への一層の留意が求められます。あわせて複数の部局に共通する課題としまして、自主財源の確保等についての意見を添えているところであります。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました平成19年度定額の資金を運用するための基金の運用状況に係る審査意見について申し上げます。

審査の方法につきましては、一般会計、特別会計と同じであります。

審査の結果、審査の対象とした用品調達基金、土地開発基金、美術品取得基金の3基金とも決算の計数はいずれも正確であり、その運用につきましては、議決の趣旨に沿って適

正で効率的に行われていると認められました。

以上が平成19年度決算審査意見書の概要でございます。

○早川英明委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者はここで所定の席へ移動をお願いします。

それでは、総務部及び総合政策局の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けることといたします。

それでは、総務部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順次説明をお願いします。以下、総合政策局の順をお願いします。

○角田総務部長 御説明を申し上げます。平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち、総務部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として、収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ成果も上がっているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納者、債務者の所得等の把握に努め、法的手段を含めて適切な徴収対策を講ずることとの御指摘がありました。

総務部におきましては、県税未収金の解消が一番大きな課題ですが、平成19年度も前年度に引き続き徴収の促進に取り組んだところです。具体的には滞納処分の徹底及び早期着手に重点を置き、預金・給与等の差し押さえを早期に一斉に実施するとともに、高額等の滞納者に対してましては、自宅や事務所等の搜索を含めた財産調査を行い、動産の差し押さえ、タイヤロック装置を活用した自動車等の差し押さえを強化し、差し押さえた財産に

ついては、インターネット公売及び県・市町村合同公売会等を活用して換価の促進に努めました。

また、市町村に対する徴収支援対策として、税務課内に個人県民税徴収対策担当を2名配置し、市町村、玉名市、山鹿市、上天草市でございますが、そこから税務研修生3名とともに個人県民税徴収強化対策を専任させるところです。このような税収確保の取り組みにより平成19年度の収入率は現年度・繰越分合計で97.1%となり、最終予算を約15億円上回ることができ特に重点税目である個人県民税の収入率は現年度・繰越分合計で93.3%と前年度比1.9ポイント上昇しております。また、さらなる市町村に対する徴収支援対策として、平成20年度から税務課内に地方税徴収特別対策室を設置し6名を配置し、市町村からの税務研修生9名とともに個人県民税徴収強化対策に取り組んでおります。今後におきましても、このような対策を講じながら引き続き収入未済の解消に向けより一層の努力を行ってまいります。

続きまして、平成19年度の決算について御説明申し上げます。配付しておりますお手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成19年度歳入歳出決算総括表により概要を御説明いたします。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

収入済額は総額5,764億5,686万円余で前年度に比較いたしますと0.46%の増となっております。収入の主なものは県税が1,738億4,788万円余、地方交付税が2,178億9,057万円余、また、県債が1,010億9,272万円であります。なお、不納欠損額並びに収入未済額は県税及び諸収入等に係るものであります。

歳出につきましては、支出済額が総額1,776億775万円余で対前年度比6.5%の減となっております。

不用額は総額9億8,274万円余で予備費の

ほか退職手当や時間外勤務手当、県税で法定還付金及び事務費等の執行残でございます。

次に、特別会計は、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、土地開発基金管理に係る用地先行取得事業特別会計のうち、総務部に係るものと、市町村が行う公共施設等の整備事業に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の経費でございます。

以上が総務部関係の平成19年度歳入歳出決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長、総室長から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○早川英明委員長 引き続き各課長、総室長の説明をお願いします。

○田崎人事課長 人事課でございます。よろしくをお願いします。

まず、平成20年度実施の定期監査において報告・公表事項はありません。

次に、決算でございますが、説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、諸収入の各項目とも調定額どおりの収入となっております。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出についてでございます。

まず、総務管理費のうち、一般管理費でございますが、備考欄のとおり、人事課職員43名分の給与費、公務災害負担金等でございます。

不用額9,500万円余の主なものは、時間外勤務手当の執行残でございます。これは時間外勤務手当のうちの一部を各部局への配当及び災害対策分として人事課で一括管理しておりますが、その執行残でございます。

次に、人事管理費でございます。その内容は職員の退職手当及び課の運営経費等でございます。不用額5,400万円余は主に退職手当

の執行残でございます。

以上が人事課分でございます。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○田上総務事務センター長 総務事務センターでございます。

まず、今年度の定期監査におきます公表事項はございません。

次に、決算状況につきまして御説明申し上げます。なお、平成20年度の組織改編によりまして、廃止されました職員課が所管をいたしておりました大半の業務を総務事務センターの方で所管をいたしておりますので、職員課の決算につきましてもあわせて説明をさせていただきます。それでは、説明資料の4ページをお願いいたします。

まず、総務事務センター分でございます。歳入はございません。歳出でございますが、下段の人事管理費の不用額は、総務事務センターにおきます運営費の執行残でございます。

次に、職員課分につきまして御説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。次の6ページまでは歳入でございますが、いずれも調定額のどおりに収入済みとなっております。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。まず、中段の人事管理費でございますが、支出額7億7,026万円余のうち主なものは備考欄に記載しております事業に要した経費でございますが、不用額の主なものは職員住宅整備事業におきます解体工事費の入札残等でございます。

それから、下段の恩給及び退職年金費は、共済年金制度ができました昭和37年以前の退職者に対します恩給でございますが、計画どおりの執行となっております。

総務事務センター及び職員課分は以上でございます。御審議よろしくようお願い申し上げます。

す。

○高嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

まず、平成20年度実施の定期監査において報告・公表事項はございません。

次に、決算でございますが、決算特別委員会説明資料の8ページをお願いいたします。

当課は行財政改革を進めるために平成16年度から設置された課であり、庁内調整業務を主に行っており、歳入はございませんので、歳出について御説明をいたします。総務管理費として8,030万円余、一般管理費を計上しておりますが、主な内容は職員8名分の職員給与費と行財政改革推進に伴う経費等でございます。

不用額につきましては、入札に伴う執行残及び経費節減による執行残でございます。

以上が行政経営課分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

本年度の定期監査につきまして公表事項はございません。

それでは、決算の状況につきまして、説明資料の9ページをお開きください。

歳入でございます。使用料及び手数料のうち、2段目、県立学校授業料の収入未済24万4,000円につきましては、県立大学授業料未納2件に係るものでございます。これにつきましては文書、電話等による督促、未納者宅訪問などで未収金の回収に努めているところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

国庫支出金につきまして不納欠損額、収入未済額はございません。3段目私立高等学校等経常費助成費補助につきましては、収入済額が予算現額と比較して1億2,989万円多くなっておりますのは、当初見込みを上回る額

の補助金が交付されたことによるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、12ページから歳出でございます。13ページをお願いいたします。教育費でございますが、2段目の私学振興費として85億166万円余の支出済額となっておりますのは、私立高等学校22校、私立中学校7校、学校法人立私立幼稚園109園に対する経常費補助金等でございます。私学振興費の不用額1,639万円余は、私立高等学校授業料減免補助と、私立幼稚園子育て支援事業の補助対象事業者数が当初見込みに対して少なかったためでございます。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

まず、監査結果公表事項というペーパーに沿って御説明いたします。

今年度の定期監査の公表事項でございますが、指導事項とし未収金対策について2点御指導をいただいております。

まず、県税の特別徴収義務履行確認証明及び個人住民税の証明書等の添付の確認につきましては、未収金発生未然防止対策の1つとして有効な手段であると考えておりますので、関係各課と連携を取りながら全庁的な取り組みとして推進してまいりたいと考えております。

次に、未収金の回収に向けた組織体制の強化等につきましても、これまでも関係課で構成する県未収金対策連絡会議を中心に未収金回収処分に関する情報やノウハウの共有化などの取り組みを進めてまいりましたが、本年度は各課における現状及び課題を検証するとともに、徴収可能性の観点から未収金の仕分けを行い、より実効性のあるマニュアルの整備や体制の検討など具体的な取り組みを進め



ることとしております。これらにつきましては、先日、御報告申し上げました財政再建戦略中間報告の中におきましても、具体的な検討課題として掲げ取り組みを進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、決算の状況につきまして御説明申し上げます。資料の14ページをお願ひいたします。

まず、一般会計について御説明申し上げます。初めに歳入について御説明申し上げます。財政課におきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。まず、上段の地方譲与税及び下段の地方交付税については、それぞれ調定額どおり収入されております。

次に、15ページをお願ひします。

使用料及び手数料、国庫支出金及び財産収入については、それぞれ調定額どおり収入されております。

次に、16ページをお開き願ひします。

中段の繰入金及び下段の諸収入については、調定額どおり収入されております。

次に、18ページをお願ひします。このページから24ページ上段までは県債でございます。すべて調定額どおり収入されております。なお、予算現額と収入済額との比較欄で134億円余の減となっておりますが、これは事業予算を平成19年度から20年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、24ページをお願ひします。

中ほどの繰越金及び下段の交通安全対策特別交付金については、それぞれ調定額どおり収入されております。

次に、25ページをお願ひします。

地方特例交付金については、調定額どおり収入されております。

次に、歳出について御説明申し上げます。26ページをお願ひします。

まず、総務費につきましては、財政課及び東京事務所の職員給与、管理運営費並びに基金積立金等の経費として執行しております

が、不用額は赴任旅費、交際費等の執行残及び経費節減等による執行残でございます。

次に、27ページをお開き願ひします。

上段の公債費ですが、県債の元金償還金、利子償還金及び発行手数料など県債発行に係る事務経費でございます。なお、不用額は特別会計の繰出金の減によるものでございます。

次に、下段の予備費ですが、予算額1億円のうち4,600万円余を執行しましたので、不用額は5,300万円余となっております。

次に、28ページをお願ひします。

公債管理特別会計でございます。まず、歳入につきましては、県債管理基金、預金利子、一般会計からの繰入金及び県債ですが、調定額どおり収入されております。なお、繰入金の予算現額と収入済額との比較欄で4,300万円余の減となっておりますが、これは市場公募債発行に伴う割引料の減及び証券発行に伴う手数料の減により一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

次に、29ページをお開き願ひします。

歳出は借換債発行に伴う元金償還及び市場公募債利子償還金並びに発行手数料でございます。なお、不用額は市場公募債発行に伴う割引料の減及び証券発行に伴う手数料の減によるものでございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願ひします。

○松田管財課長 管財課でございます。

定期監査での報告・公表事項はございません。

資料の30ページをお願ひいたします。

一般会計の歳入は全科目にわたって不納欠損額、収入未済額はございません。30ページの一番下の欄に記載しております土地売払収入の14億5,200万円余は東京事務所職員宿舍跡地など15件の売却収入でございます。売却物件の詳細については、お手元の付属資料の

6 ページ及び7 ページに記載しております。

次に、31ページの2 段目に記載しております用地先行取得事業特別会計繰入金の1 億5,300万円余でございます。これは土地開発基金の廃止に伴い基金運用益等からなる管財課分を用地先行取得事業特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、次の欄の土地開発基金繰入金の66億9,000万円余ですが、これも土地開発基金の廃止に伴い現金を一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、資料33ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。下段の財産管理費は普通財産や庁舎などの管理費でございます。4,700万円が不用額となっております。これは庁舎等の管理経費の節減や業務委託の入札執行残などによるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入でございます。全科目にわたって不納欠損額及び収入未済額はございません。財産運用収入については、土地開発基金利子収入1,400万円余が主なものでございます。そのほか前年度からの繰越金1 億3,900万円余がございます。

次に、35ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳出でございます。土地開発基金の廃止に伴う一般会計へ繰出金1 億5,300万円余でございます。

管財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。よろしく願いします。

税務課は今年度の定期監査におきまして御指導がございましたので、その措置状況について御報告申し上げます。

県税未収金の解消についての御指導でございますけれども、個人県民税が国の所得税からの税源移譲等によりまして調定額が大幅増

となったことを受けまして繰越額が増額となっております。この個人県民税につきましては、町村税を含めた個人住民税として、市町村で徴収する仕組みでございますけれども、県といたしましてはこの徴収支援対策としまして先ほど部長の方から御説明のあったとおり、税務課内に地方税徴収特別対策室を今年度新たに設置しまして職員6 名を専任配置し、市町村の方から税務研修生として9 名とともに、搜索差し押さえを中心とした滞納整理を一体的になって取り組むように未収金の解消に現在努めているところでございます。

次に、決算の状況につきまして御説明申し上げます。説明資料は36ページからでございます。

まず、歳入全体としましては、1 段目に記載しております調定額1,789億円余のうちに1,738億円余を歳入することができました。予算より約15億円ほどの増収でございます。徴収率は97.1%という形になってございます。

次の不納欠損額の3 億円余につきましては、詳細は別冊の付属資料の4 ページに振興局ごとに不納欠損処分調書としてまとめてございます。また、収入未済額につきましては、本年度は47億円となっており、昨年度より7 億円増となっておりますけれども、主なものは3 段目の個人県民税が所得税からの税源移譲等により調定額が大幅増となったことを受けて収入未済額を増額したものでございます。個人県民税を除きますと昨年度よりも1 億円ほどの減になってございます。おのこの税目の中で増収した税目は3 段目の先ほど申しました個人県民税が昨年度よりも78%の増になっておりまして、収入済額としては455億円というふうな200億円程度の増収になってございます。

また、次の37ページの下から3 段目の法人事業税が製造業を中心として増収となっております。収入済額額が437億円余と昨年

度よりも32億円余ほど多くなっております。

一方、次の38ページの方の1段目、不動産取得税が載せてございますけれども、それから4段目の自動車税、それから次のページの2段目にございます軽油引取税につきましては、昨年度よりも減収している状況でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。ページは44ページでございます。次の45ページの1段目の税務総務費の2,700万円余の不用額については、経費節減に伴う執行残でございます。次に、2段目の賦課徴収費の不用額6,800万円余は過誤納還付金の執行残と、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、45ページの下から2段目から47ページにかけては諸支出金でございます。これは税収の一定割合を市町村の方に交付する交付金でございます、率が決まっておりますので、税収に伴う執行残がございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

まず、市町村総室といたしまして定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、資料の48ページをお開きいただけます。歳入につきましては、48ページから50ページまででございますが、収入未済額はございませんが、不納欠損額がございます。これにつきましては恐れ入りますが、50ページをお開きいただきたいと存じます。

下から2段目の雑入でございますが、不納欠損額が今申し上げましたとおり3,324円でございます。これは平成18年度の地域振興局で庁舎管理関係の業務委託契約をいたしました業者が平成18年8月に破産をいたしまして、そのことによりまして契約違約金の債権が発生し

たものでございます。その一部が収入未済となっております。この後平成19年10月に熊本地方裁判所から破産終結の決定及び登記がございまして、この違約金債権が消滅したために平成19年12月に不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、51ページ歳出について御報告申し上げます。

まず、4段目の地域振興局費でございますが、これは県内10総合庁舎の管理運営費のための経費でございますが、なお、不用額7,312万9,000円につきましては、経費節減に伴う執行残及び業務委託の入札に伴う執行残でございます。翌年度繰越額5,789万9,000円がございますが、これにつきましては、別冊の付属資料3ページをお開きいただきたいと存じます。1段目の総合庁舎整備事業費で球磨総合庁舎の耐震化改修工事を行ってりましたが、建物基礎部の補強工事におきまして想定を超える硬質の岩盤が存在し、その対策工法の選定及び施行に日時を要したために翌年度に繰り越しを行ったものでございます。なお、この本工事につきましては、本年5月19日に完了をいたしております。

再度、説明資料の52ページをお開きいただきたいと存じます。2段目の自治振興費でございますが、不用額は経費節減に伴う執行残及び市町村合併特別交付金等の執行残でございます。市町村合併特別交付金につきましては、合併市町村等からの要望に基づき予算化をいたしておりますが、国の増額補正等に伴いまして、当初、合併市町村において当該交付金を財源といたしまして事業実施を予定されていたものが、国の合併市町村補助金へ財源を振りかえをされたこと、また、合併市町村の入札結果による減額等によりまして、予算要求時における合併市町村等からの要望額と実際の交付申請額との差が出たことにより執行残が生じたものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

参議院議員選挙費それから知事選挙費及び県議補選に不用額が生じておりますが、いずれも経費節減に伴う執行残及び市町村交付金の執行額が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、55ページ歳出でございますが、1段目、市町村振興資金の貸付金でございますが、不用額が7億4,975万7,000円となっておりますのは、市町村におきまして、本貸付金以外の起債措置がとられたことなどによるものでございます。なお、平成19年度に市町村等の振興のために貸し付けをいたしました額は4億5,070万円でございます。

次に、2段目、一般会計の繰出金でございますが、これは市町村合併特別交付金等の財源に充てますための繰出金でございますが、先ほど御説明いたしましたように、市町村合併特別交付金等の交付額が減少したことによります執行残がございます。

市町村総室は以上のおりでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

まず、本年度の定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

次に、決算でございますが、資料の56ページをお願いいたします。

歳入でございますが、56ページの使用料及び手数料、それから57ページの国庫支出金及び諸収入いずれも調定額どおりの収入となっておりますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、58ページをお願いいたします。

歳出でございます。まず、総務管理費の一般管理費でございますが、危機管理対策、国

民保護対策に係る職員給与費及び事務費等でございます。不用額の141万円は経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、防災費の防災総務費でございますが、防災対策に係ります職員給与費、事務費のほか、備考欄に記載しております防災消防への管理運営、総合防災訓練の実施、自主防災組織率向上対策、防災・震度情報システムの管理、防災情報ネットワークの構築、それに防災行政無線の管理などが主な事業でございます。不用額の1,477万円余につきましては、防災行政無線等の保守点検業務委託の入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、59ページ消防指導費でございますが、消防に係ります職員給与費、事務費のほか市町村に対する消防施設整備補助、消防広域化の推進、危険物の取締指導、消防学校の運営などが主な事業でございます。不用額の336万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

最後に工鉦業費の火薬ガス等取締費でございますが、銃砲火薬、高圧ガス及び電気の取り締まり指導に係る職員給与費及び事務費等でございます。不用額の248万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課の小林でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査での公表事項はございません。

次に、決算でございますが、資料の60ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1段目の使用料及び手数料につきましては、熊本県民交流館パレアの会議室使用

料でございまして、ホールや会議室等の利用率が高かったことに伴いまして予算を上回る収入となっております。また、収入未済額は2件、計15万7,000円余でございます。これにつきましては、今後も文書や電話等による督促により引き続き未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。なお、不納欠損額はございません。

次に、国庫支出金、財産収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、61ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出でございますが、62ページをお願いいたします。

歳出のうち、総務管理費のうち諸費の不用額93万円につきましては、経費の節減に伴います執行残でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

2段目の社会福祉総務費のうち、不用額945万円余につきましては主に人件費のうち、時間外勤務手当等の残及びその他経費節減に伴う執行残でございます。

次に、3段目の社会福祉施設費のうち、不用額395万円余につきましては、主に女性一時保護に係る外部施設への委託件数が減ったことに伴います事業費の残でございます。

以上が男女共同参画・パートナーシップ推進課分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○早川英明委員長 次に、木本総合政策局長から総括説明をお願いします。

○木本総合政策局長 総合政策局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。御説明をいたします。

平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のありました施策推進上、改善または検討を要

する事項等のうち、総合政策局関係につきましてその後の措置状況を御報告いたします。

総合政策局に対する御指摘事項は、県広報誌、県からのたよりは現在、新聞折り込みによって各世帯に配布されているが、新聞を購読していない世帯には配布されないこととなるため、配布方法について引き続き検討することでありました。この御指摘事項に関しましては、各市町村を通じて自治会に依頼する方法に加え宅配業者や郵送による配布方法についても検討いたしました。

まず、自治会を通じて配布に御協力をいただけるかどうかについて全市町村を対象とした調査を行いました。その結果、熊本市を含む21市町村で自治会の各区長の合意が得られないなどの理由により配布は困難であるとの回答を得ております。また、県内全地域を取り扱う宅配業者がないこと、郵送では現在の新聞折り込みと比較をいたしますと、6倍を超える費用がかかることから、現状では新聞折り込みによる配布方法を引き続き採用しております。新聞未購読者の世帯の方々にも読んでいただきますよう、県の機関や市役所、町村役場に加え郵便局、金融機関、福祉施設をお願いをいたしまして、県からのたよりを置かしていただき入手いただけるようにいたしております。

また、県のホームページも全ページを掲載をいたしております。今後さらに多くの県民の方々に読んでいただきますよう配布場所をふやすなど工夫してまいりたいと思っております。

続きまして、平成19年度決算につきまして御説明を申し上げます。お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成19年度歳入歳出決算総括表により御説明をいたします。

歳入につきましては、収入済額9,600万円余となっております、不納欠損額、収入未済額はございません。

また、歳出につきましては、支出総額10億

300万円余となっております。なお、不用額4,400万円余は政策調整事業、広報・広聴活動等の事業費及び事務費等の執行残でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。

○内田企画課長 企画課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の監査委員事務局監査の結果につきまして御報告申し上げます。

総合政策局各課とも公表事項はございません。

続きまして、決算状況について、お手元配付の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、財産収入及び諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はありません。主な収入ですが、雑入に総合研究開発機構への支出金の払戻金8,900万円があります。これは総合研究開発機構が国の許可法人から財団法人化されることに伴って、政府以外の都道府県等の出資者に対して払い戻しが行われたことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

予算現額3億6,900万円余に対し、支出総額3億6,400万円余となっております。なお、不用額は500万円余でございます。一般管理費は時間外勤務手当及び赴任旅費等でございます。なお、不用額はございません。

次に、企画総務費は、職員給与費及び各種の手当でございます。なお、不用額は執行残でございます。

計画調査費でございますが、これは備考欄の事業の概要のとおり、主な事業を申しますと、広域開発行政促進事業、全国知事会開催事業、政策評価事業、ユニバーサルデザイン推進事業、くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進事業等に係る経費でございます。なお、不用額は委託事業等の入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○岡本秘書課長 秘書課でございます。定期監査の公表事項はございません。

続きまして、決算状況につきまして御説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出についてでございます。資料の5ページをお願いします。予算現額2億9,200万円余に対しまして、支出済額は2億7,400万円余となっております。不用額は1,825万円でございます。その内訳ですが、一般管理費は職員の給与費、秘書課の運営経費及び全国育樹祭に伴う行啓対応経費でございます。なお、不用額は経費節減による執行残でございます。

その下2段目の計画調査費は、政策調整、重要政策調整事業及び部局別重要政策調整事業のための経費でございます。不用額は重要政策調整事業等の執行残並びに経費節減による執行残でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○濱名広報課長 広報課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては公表事項はございません。

決算の状況について御説明をいたします。資料の6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未

済額ともございません。主な収入でございますが、県ホームページに広告を掲載する際の広告料として504万円の収入がございます。

次に、歳出でございます。資料の7ページをお願いいたします。

予算現額3億8,600万円余に対し、支出済額3億6,400万円余となっております。なお、不用額は2,100万円余でございます。

一般管理費は職員給与費でございます。なお、不用額は執行残でございます。

広報費は県政広報誌等の発行やテレビ・ラジオなどでの広報事業に要する経費、また、県政への提言事業などの広聴事業に要する経費でございます。なお、不用額は委託等の入札残及び経費の節減等に伴う執行残でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○早川英明委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入りますが、約1時間たちましたので、ここで5分間休憩をもって質疑に入りたいというふうに思います。

5分間休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時6分開議

○早川英明委員長 それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。委員の皆様方、何か質疑はありませんか。

○池田和貴委員 男女共同参画・パートナーシップ推進課にお尋ねいたします。収入未済額でパレアの会議室の使用料、これは大した金額ではないんですけれども、何で15万7,000円ですね、システム的に何か問題があるんですか、私は前払いで払ってもらうので、これは出そうもないなあと思うんですけれども、何でこういうふうに収入未済額が発生するのでしょうか。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進

課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。パレアの利用の方でございますが、議員御指摘のとおり、使用料・手数料については、これは前納とさせていただいております。今回の案件につきましては、県外から申請があったものでございまして、正式に申請書を出していただいた後に納入通知書を出したんですが、納期限が過ぎた後に利用者から利用の取り消しの申し出がございました。しかしながら納期限は過ぎておまして、さらに申請者から書面で取り消し手続も出されておられませんので、今回、収入未済という形で上げさせていただいております。

○氷室雄一郎委員 税務課ですけれども、監査公表事項の中にもございますけれども、6名の専従班で対応されたと、未収金が約7億くらいなんです、これから次年度はこういうものは大幅に改善される見込みがあるんですかね。徴収率は全体的に見ると97%超えているんですが、今年度限りですか、単年度はこういう国の動きがありまして、これだけふえているということでございます。個人県民税の徴収、未収金の確保についてはどがんですか。

○富田税務課長 実は元おけが200億円ほどがぼっとふえたということでございますので、こういう結果に現在なっております。市町村の方と連携を密にしまして、今年につきましては県職員6名それから市町村の方から9名、9市町から来ていただいておりますので、搜索差し押さえを中心にやっております。昨年度の3市から来ていただいた分を見てもかなり繰越額につきましても成果というのが出てございますので、その圧縮については、今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 頑張っていくというがいろいろな体制もとられてその見通しというのは大幅に改善される見込みはあるんですか。

○富田税務課長 この場で全部取りますというふうにはなかなか言えないのかというふうに考えておりますけれども、3市だけでも約2億円ほどの額がアップするというようなこともございますので、そういうことで現在9市町ですけれども、これが例えば今年山鹿市さんなんかは自分たちでやっておられますので、48市町村の方に少しずつ広がっていけばかなりの成果という形になろうかというふうに考えておるところでございます。

○井手順雄副委員長 こうやって取り立てとか、督促とかいろいろやって延滞金を回収されると、また人間を6人配置して延滞金を回収されるということでもありますけれども、その回収にかかる費用、これは出していらっしゃるのか、費用対効果ですよ。例えば100万円未収金を取るのにどれくらい県税がかかるのか、いわゆる未収金を取るためのかかるのか、というのは把握されておるわけですか。

○富田税務課長 申しわけございませんけれども、委員が今おっしゃいました1人当たり幾らかかっているかというのはちょっと計算してございませんので、お答えは現在のところはできませんけれども。

○井手順雄副委員長 例えば自動車税、3万6,000円の自動車税を取るためにどれくらいかかっているのか私は1回実験しました。実験というか、いろいろ聞き取り調査等を行いながら、そしたら督促状あたりが毎月来るし、差し押さえをしますよとか、そういう書面がいっぱい来ます。そしてその間に電話も

何回もかかります。下手すればその場に行かれると、そしてまた、そのときに差し押さえするにもいろいろなロックしたり、そういう作業がかかると、それらをもろもろ計算したら100%近い回収率と思いますよ、自動車税に関しては。しかしながら3万6,000円を取るために3万円ぐらいかかっているんじゃないかなという思いがあるんですよ。そうした場合、費用対効果というのを考えたら、もうちょっと県のやり方、——民間企業のやり方等々を見習ってですよ、それは金かければ未収金は取れますよ、当たり前の話ですたい。だからそこら辺をいかに費用をかけずに未収金を取っていくか、これが本当の税金、真水になっていくわけでありますので、お金をどんどんかけて取っても、何にもならぬとでないかなあという思いがするんですが、その辺の感覚はいかがでしょう。

○富田税務課長 45ページの方に職員の給与費が出ていると思います。262名で18億円という数字が出ているかと思えます。この262名で現在1,700億円くらいの収入を私らは得ていると。委員おっしゃるように100%取れるものもございまして、法人さんたちから取れるものは100%取れるというのがございまして、自動車税、個人事業税それから軽油引取税とかいったようなのにかなり手がかかるというようなことが現在のところあるかというふうに思います。

○井手順雄副委員長 だけんね、結局何というかな、最低と言うとおかしいけれども、効率よく徴収するというふうなことを今からは考えていかぬと。この辺の未収金でゼロになりましたよ、どこ回収しました言うて、それだけの金がかかっておれば何もならんことでもありますから、この際監査の方にもその辺を見ていただきながら、今後効率よく徴収していただくように要望しておきます。



以上です。

○高野洋介委員 先月か今月だと思うのですが、未収金の方々のオークションなんかを県はやられていますよね、あの詳細を何点集まってどれだけの金額を売り上げたかというのを教えてもらいたいですけれども。

○富田税務課長 ちょっと詳しいものはここに持ってありませんが、記憶だけでよければ、先般グランメッセで合同公売会ということで県と市町村で開催をいたしました。来られた方が400人くらいおられて300万円くらいの収入があったというふうに聞いております。ちょっと間違いかあればまた御報告いたします。

○高野洋介委員 私は聞いた話を言うんですけれども、物すごく出展数は多かったですね、出品数というのですか、競売の物件ですか。それで余りにも金額的に少なかったと思うのです。先ほど井手副委員長が言われたように、多分費用がかかり過ぎている部分があると思うのです。グランメッセまで持って行く運賃だとか、人件費だとか、もろもろを含めたら恐らく300万円以上かかっているんじゃないのかと憶測なんですけれども、あるものですから、先ほど井手副委員長が言われたように効率よくしていかなければいけないですし、やっぱり1回のそういう競売で300万円しか上がらなかったというのは少し私はいかなもんなかなあというのはあります。私もそういう情報が入るとけば見に行きたかったという部分もありますので、するんだったらそういった広報もしながらしていかないと。何か聞いた話によると兜だとか何かそういう古物的なものも出品があったという話は聞きました。興味のある人は多分見に行かれると思いますので、どこが管轄するかわかりませんけれども、広報の方にも力を入れ

てやっていただきたいなあというのを一応要望しておきます。

以上です。

○早川英明委員長 総務部長、今の件について締めを一つ、今後のあり方について意見が出ました。

○角田総務部長 まず、井手委員がおっしゃるように確かに少ない費用で大きな効果を上げるようないろんな方法がまだあるかと思えますので、そういうのを模索しながらも今後ともやっていきたいと思えます。今、それから、高野委員がおっしゃいますように、確かに300万円とかいうことを輸送費に加えていけばもう意味がないじゃないかと話もございます。それとやり方がグランメッセで一括してやったがいいのか、また、各地域ごとにやったがいいのかとか、そういうことで少し費用対効果等も考えながらやっていかせていただきたいというふうに思っています。

○池田和貴委員 自動車税の話が出ましたので、今年度からインターネットでカード払いができるようになったと思うんですけれども、私も利用させてもらいました、自動車税ですね。これは大体、ネットでの自動車税の振り込みカード決済での、あれはどれくらいパーセンテージを占めてましたでしょうか。

○富田税務課長 クレジットカードによる支払いということを今年度初めて実施をいたしました。約4,800件が応じていただきました。これも非常に簡便でございますので、マスコミの方でも取り上げていただいたんですけれども、まだ全国でいいますと宮崎県と熊本県しか取り組んでおりませんので、ちょっと広報不足のところがあって、もう少しのかなあというふうに考えておったんですけれども、そういう形で終わっております。ま

た来年も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 今後多分いわゆる現金決済からクレジット決済、信用決済がふえていくだろうと思うんです。それと今会計上はクレジットカードのポイントですとか、マイルとか、その辺が非常に現金に比べてかなりポジションが少しずつふえてきて国の規制を、その辺に対してどうするかという話も出てきていますので、そうすると例えば納税者の方の中には多少手数料がかかったとしてもポイントがもらえるとか、それだったらこっちを使おうという人がいるかもしれないですね。それとすぐ自分の机の上からできるということで、実は私も自動車税で忘れておって日にち見たらきょうまでだったと思ってパソコンでやったんですけども、非常にそういう意味では便利です。だからそういうようなところも考えて今後、徴収方法の多様化ですよ、その辺も考慮していただければというふうに思います。これは要望でございます。

○福島和敏委員 カードを多分ですね、今、宮崎県と熊本県だけだということですが、これはやると相当数がふえていくだろうかと、私もそうしたいなと思ってるんですけども、ふえていけばふえていくほどカードの手数料は県が負担するんでしょう。普通4%から5%ですよ。だからそうなるとうすごい手数料の負担を県がせないかんようになるんじゃないでしょうか、違いますかね。

○富田税務課長 クレジットカードによって特別の手数料を県が払うということはありません。さっき委員の方からおっしゃいましたとおり、105円というのはあるんですけども、基本的には300円ほどはクレジットカードを利用される方がポイントという形でしているということもありましてですね。それ

がなかなか全国的に広がっていかない部分があるのかなあというふうに当初は分析しておりました。

○山口ゆたか委員 関連しまして、今回、監査委員からの審査の意見についてですけれども、電子申請受付システムよろず申請本舗の利用促進についてという意見が出されていると思いますけれども、今、福島先生等も言われた中で18年度の意見の中にもITシステムの最適化についてという意見を監査委員の方から述べられております。このあたりを総称してみると、まだまだ県民の利便性とか、行政運営に最適化をもたらすような環境ができていないじゃないかというようなことが言えるのではないかと思うのですが、総務部長このあたりはどのように構築していかれるか見解を聞いてみたいと思います。

○高嶋行政経営課長 行政経営課でございます。電子関係の部分については、情報企画課の方とも提携をしながら申請については検討しているところでございます。今後、県の中でのシステムについては、いろいろなシステムの課題等について整備をしていきたいと思っております。

○角田総務部長 今、山口委員おっしゃいますように、よろず申請と一般的に言っていますけれども、今まではなかなか件数が伸びないというのが現状でございます。まず、いろんな申請をどこでも電子申請できるようなサービスを広げておまして、まだ広報が確かに広がってない状況になっておるかとは思っております。そういうことでまずは住民の皆様に対して広めていきたいと感じております。

○山口ゆたか委員 私たちも使ってみて、インターネットで手続をするよりも窓口に行こ

うかなあというような状況も今のシステムの中では見えるようですし、私も実はシステム開発の仕事をしたことがありますし、実は行政というのは多額の費用を払っておられます。去年の監査の指摘でもあるように、かなりの多くの額をこのシステム構築にゆだねておられるというふうに思います。ただし、本当に必要なIT化した方がいい、業務の改善、最適な状況をつくり上げるそんなシステム構築ができていくかという疑問に思いますし、外部の意見も入れられながら設計されて実際にソフト開発されるわけですが、そういう中でもやはり職員の皆さんがどのようにこの電子化という一つのツールを使ってシステムを構築するか、それが一番重要であって、今回のよろず関係では薬局機能の情報報告とかはかなりいい状況が生まれているという報告もされてますし、本当に自分たちの業務を最適化に持ち込むためのツールとしてもう一度再考をする必要はあるだろうと思っております。これはなぜかという、市町村も――、県の方も状況を見ていますとそうでもありますけれども、毎年、毎年外部設計される皆さんの御意見に沿って発注されていると思うのです。自分たちの業務が踏襲されていないと、それが一番の問題であって、職員さんも使わないとIT化というのは絶対進みませんし、そういう最適な環境をどこまで必要なのかというのをやっぱり精査する必要があると思います。そうしないとまた毎年、毎年多額の費用がかかりますので、もう一度御検討をよろしくお願いします。

○角田総務部長 今、委員おっしゃいますように、市町村からも負担金をいただいておりますので、市町村とも一緒になっていろいろ使いやすいようなシステムになっていけばというふうに思っていますので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○倉重剛委員 総合政策局長、さっき広報誌の問題、説明ありましたですね、これは今、新聞広告の折り込みというのは大体どのくらい費用をかけているのですか。

○木本総合政策局長 現在、新聞折り込みで年間約1,900万円ほどでございます。

○倉重剛委員 年に何回ですか、1回。

○木本総合政策局長 年、今6回でございます。

○倉重剛委員 県民だよりは非常にいいと思うのです。わかりやすく書いてあるし、特に財政事情あたりの啓発になると私はいつも感心して見ているんだけど、しかし、前年度の決算特別委員会で指摘をされたということで何を指摘をされたの、これは。購読を全県民に徹底しろということだったんですか。

○木本総合政策局長 新聞購読をされていないところは来ぬじゃないかと、そういう人たちにもわかるようなことを検討せよということでございます。

○倉重剛委員 このとおりと、見せて言えばよかたい。だれが言ったか興味があるところなんですね、大体想像はつくんですけども、そんな費用対効果から言っても大変なことなんです。その中で努力されたのは自治会との接触をされたということで熊本市の一部が合意が取れなかったと、どういう合意が取れなかったですか、自治会長というのはある程度の報酬をもらっておるでしょう。

○濱名広報課長 今年の2月にそれぞれの自治会に対して調査をいたしました。その中で自治会の方も理解を得られないという言葉で答えが返ってまいりましたが、やはり市町

村内部も自治会の方へはいろいろ配ってもらうのに気を使っているようでございまして、1つは高齢化していることでありますとか、そういうような事情もあるようでございます。ですから、いろいろあちこちから配ってほしいという希望はあっても少なくとも市町村の分だけしかだめだよとか、そういうことで自治会とやりとりをしながら、なかなか自治会の理解を得られないということで答えをもらっておるところでございます。

○倉重剛委員 今回、例えば自治会長さんあたりは——僕らは熊本市だからね、熊本市の事情はわかるけれども、町村関係の一つの任命的なあれだろうと思うですね、それで非常に頑張っている人、かなり格差があると思うんです。本当は自分で歩いてずっと回っている方もいらっしゃるし、そういう方もいらっしゃるけれども、逆に威張ってばかりいるやつもおるし、正直言ってな。だから合意が得られなかったという理由が一体何だったのかということをもう1回聞きたいのだが、合意が得られなかったという理由、そういうのは聴取してない。自治会のエゴだったら問題があると私は思うんだな、今後どうやって配布・講読量を高めていくかということをここにいろいろ書いてあります。町役場だとか、郵便局だとか、こういうのは徹底しているんですか、現在。

○木本総合政策局長 今、配布を県の機関それから市町村の窓口、郵便局、銀行等の窓口、福祉施設、こういうところに大体、件数としまして1,400カ所ほどに置かしていただいております。こちらの方に訪れていただいた際に見ていただくということを期待いたしております。先ほどの新聞折り込みで県内の世帯の約80%は配布をいたしておりますので、残り20%の方々にはぜひこういう機関を訪れられたときに手にとっていただければと

の思いでございます。

○倉重剛委員 それに対応されていることを周知徹底できるように、そういう特別委員会で指摘された事項ということに対するそういう処置方法だと思いますけれども、頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○上田泰弘委員 総務部の39ページですけれども、ちょっと教えてもらいたいですけれども、上から2段目軽油引取税、これは1億ちょっとあれなんですけれども、これは今原油価格が上がっておるものですから、免税を受ける人が多いということでこれだけの差額が出ておるわけではないでしょう。

○富田税務課長 収入未済額のところでございますか、これは徴収猶予をしているところがございますもんですから、2月末の時点で3月末に申告をして、それから2カ月間猶予することができます。その間に払っていただくという形なんですけれども、ちょうど払う日が土曜日になったもんですから、今年度の収入じゃなくて来年度の収入という形で出たからこういう形になっているおるものでございます。

○上田泰弘委員 時差ですたいね。

○富田税務課長 はい。

○上田泰弘委員 わかりました。

○濱田大造委員 選挙に関する費用についてお聞きしたいですが、県議会議員補欠選挙なんかもあって感じているんですけれども、予算を計上するなら県関係の選挙公報費はどういうふうになっておるのか、どのくらい使われているのかをお聞きしたいですが。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。選挙の公報関係でございますけれども、選挙啓発費といたしまして、啓発事業、大体366万2,000円ほどを計上させていただいております。通常の場合はこれは明るい選挙推進対策協議会というのがございまして、これにつきまして投票に行きましょうというような一般的な啓発は各紙マスコミ等を通じて啓発をさせていただいているところでございます。そのほか通常のそれぞれの選挙の時期になりますと、また、それに伴いましての投票の時間と場所等についてお知らせする等の広報に、また個別的には取り組んでおるところでございます。

○濱田大造委員 熊本県は県議会に関しては公報誌というのがないんです。私も外部から入ってきて不思議だなあと、市議会議員選挙と国政はあるんですけども、全くないというのは、これはちょっと有権者としては何か手段を講ずるべきじゃないかと考えていますので、今後もよろしく願います。

○池田和貴委員 選挙の費用が出たんで関連してお尋ねいたしますが、選挙の当日の投開票をなるべく早くしようという話がありまして、たしか何かの選挙のときに早稲田大学の方が来られて投開票の時間を短くする。これを短くすると、例えばこの辺の選挙費用が軽減されるという効果は出てくるのでしょうか。

○本田市町村総室長 できるだけ早く投開票を短縮して早く結果を出すというようなことで努力はいたしております。ただ、それがまだ人海戦術によってそれをやっているというようなところもかなり大きいものですから、急ぐためにはそれだけ人を投入するというようなところから、まだ詳しくはその辺の、い

わゆるさっきの話ではございませんが、費用対効果というようなところまではじいておりませんけれども、やはりそれなりに人件費等がかかってくるということはあるかと思えます。

○早川英明委員長 私の方からいいですか。今、選挙の費用が出ましたけれども、仮に県の知事あるいは私たち県議選の選挙費用をそれぞれ市町村に依頼をされますね。その場合、市町村が短縮した場合に結局その差額というのは市町村がもうかるということですね。県はそれぞれにそれに一定の額を定めたやつを市町村に選挙費用として出すから、それによって短縮をしてその費用が浮いた分については、市町村がそれだけもうけになるということでしょう、実質的には、そういうことでしょうか。

○本田市町村総室長 一応、最終的にはそれぞれ市町村が執行された額について御報告をしていただきまして、そのかかった額が少なければここに計上しておりますけれども、いわゆる執行残としての不用額として上がってくるということになります。

○早川英明委員長 ということは払わないということですね。

○本田市町村総室長 かかった費用だけを払うということでございます。

○早川英明委員長 こっちからですね。

○福島和敏委員 何を言ってるんだというふうに言われそうでございますが、この決算の概要ですね、特別会計の中の8ページなんです、用地先行取得事業ということで12億、13億余、それから7億800万ということになっておりますが、先ほどの説明では57号と北

バイパスということの話がありました。57号も国の直轄の事業それから北バイパスあるいは3号とか、208号とかですね、国直轄事業なわけですね。これからの考え方からいきますと、確かに地元は用地先行取得をしておいて、そして国の事業を待つ、国の予算をちゃんと受け入れてと、そしてまた国の事業を促す、こういうことの考え方で用地先行取得をするというのが考え方であろうと思いますが、これは国・県・市町村という地方分権の流れとか、いろんな考え方を、それから国交省あたりの考え方、そしてまたもっと言えば国だけが非常に国の財政状況は悪いと言いつつながらかなり余裕があるような感じがする。地方は疲弊していく、やせ細っていくという考え方をあれすれば、国あたりが直轄事業であれば、こうした用地先行取得あたりを県がしていただくということになればですよ、逆な考え方ですが、国に対して、これだけ地元の経費がかかっているんだから、ちゃんと国の方もそういったことを見てくださいますよというのは言えないかなあと、私は今思ったわけですが、その辺いかがでございましょうか。

○宮田会計管理者 私の方で説明申し上げたときに、国道57号北バイパスに係る国からの用地補償費明細書提出のおくれ、これがないと用地取得にかかれないということで、そういう理由を土木部の方から聞いたものですから、御紹介申し上げたわけですがけれども、端的に申し上げますと、土木部の審査のときにぜひその辺をお聞きいただければと思いますけれども。

○佐藤雅司委員 今年も例えば57号あたりを立野拡幅、瀬田拡幅で12億、9億の予算がついているんですね、事業を少しずつやっていくということだけど、やっぱり進捗状況を見てみるとすべて用地取得にかかっているんです。用地取得がすべてなんです。この予算を

執行するかどうかについて用地取得がちゃんとできているかどうかで、昔から用地取得ができればもう道はできたものと一緒ということが一般的な考え方なんです。地元県としてもあるいは市町村も一緒になってこの用地取得には相当神経をすり減らしてですね、頑張っていらっしゃることはよく存じておりますが、そのエネルギーというのは大変なもんなんです。だからこそ私はそこを言いたいわけです。やっぱり国の予算だけつけてやるぞ、でも用地取得は自分たちでエネルギーを出し一生懸命やんなさいと、地元の金はどんどん使いつつながら県は事業費だけを、事業費といいますか、用地費は後からついてくるでしょうけど、その辺がやっぱり国の上の方は予算だけをつけて後は仕事は地元でさせるというような一生懸命汗を流させるというような感覚はありますもんですから、どうもその辺のところを、これから、例えば法定受託事務であるとか、国は国、県は県、市町村は市町村と、こういう世の中になっていますから、ちゃんとそういうところまで見なさいよということこれから先言うべきではないかなと。知事もそうおっしゃっておりますように、国に対してしっかり物を言えという流れもありますから、ぜひそういうところを検討してもらいたいということでございます。

○早川英明委員長 福島委員、この問題は第4回の10月7日の土木部のところでしっかり申し上げてください、もう1回。そのときということで、きょうはこの場ではその問題は取り上げません。土木部でやってください。

○山口ゆたか委員 1点、私は監査の審査を見ているんですけども、公有財産の有効活用というところがあるんですが、上記に書かれております公有財産の貸付料と使用料の負担の統一性を図る必要があるという指摘もわ

かります。その2点目の遊休地及び低利用地は売却等により処分が進められつつあるが、長年にわたり境界未確定、登記簿名義の未整備等の理由により処分されない土地があると、それが専門的な、その後続くいろんな指摘をされているんですけども、中間報告サマーレビュー等々の戦略会議等でも県有財産の処分についてさまざまあっておりますが、このあたりの事務は指摘どおり改善されていくという方向で認識しておってよろしいですか。

○松田管財課長 管財課でございます。現在、大量の資産があるため役割分担をいたしまして、境界登記処理、除草など財産管理については、各部局の方で行っております。管財課はそれらについて定期的な管理指導や必要に応じた相談に乗っている状況でございます。また、売却に際しましては、課題に対して担当課との役割分担のもと一緒に対応しているところでございます。しかし、今後、財政再建に向けた歳入確保の一環として早急かつ大量に資産売却を進める必要がありますので、組織あたりも考え、特に売却対象財産については、境界や登記処理などの財産管理と売却事務を一体的に行う方向で役割分担を見直したいと考えております。

○山口ゆたか委員 その資産の売却等にかかわって担当の部署にかなりお任せするというような方向性だったと思います。しかし、1つ考えてみると確かに売却、低利用地等々は売却しても構わないかなあというふうに感じますけれども、今、熊本の現状を考えると、もう一度行政として土地を取得した方が行政効率が上がるような場合も考えられるような気がするんです。当初売却の資金を自分たちの予算として使っていていいですよという方針が出ておりましたけれども、そういった方向性でも一時何らかの形で基金という形でも

構いませんので、ある程度ためて計画的な利用があってもいいのではないかと私は思ったんですけども、総務部長どうですかね。

○角田総務部長 基金に積むと今おっしゃいましたが。

○山口裕委員 そういう基金はありませんよ。そういう基金はないんですけども、そういう考え方ですね。すぐ売却した資金を使うと、予算で執行するという考え方は余りよくないのではないかとというような指摘です。

○角田総務部長 今おっしゃいますように、財産を売却したときの収入は臨時的なものでございますので、普通は一般的なそれを当てにして予算を組むということは普通はしないわけです。恒常的な歳入に基づいてある程度身の丈にあった歳出を組むということでございますので、余裕があれば今おっしゃいますように、そういう臨時的なものはためていきたいですけども、今再建のときの一応うちの整理としてはできるだけ金を出したい、使える金は幾ら出てくるのか、この集中期間の3年間にですね。ただ、この期間だけはそういう臨時的なものについても、予算に組み込ませていただきたいなあというふうに私たちは今のところ考えているところでございます。

○早川英明委員長 意見はございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、ほかに質疑がございませんようですから、これで総務部及び総合政策局の審議を終了したいというふうに思います。

次回は、第3回の委員会となりますけれども、10月3日金曜日午前10時に開会をし、地域振興部及び健康福祉部の審査を行う予定としておりますので、御協力をお願いいたします。

す。

それでは、これもちまして、第2回決算  
特別委員会を閉会いたします。

午後3時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長